

京都市告示第 号

京都市長榊本頼兼が、第9回世界歴史都市会議出席等のため、大韓民国を訪問する平成17年10月18日から同月20日までの間、地方自治法第152条第1項及び市長代理順序規則の規定により、京都市助役松井珍男子が京都市長の職務を代理します。

平成17年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

(総務局総務部文書課)